

内部監査の実施状況について

(令和7年3月31日 現在)

鹿児島労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
<p>鹿児島労働基準監督署 他4署</p> <p>鹿児島公共職業安定所 他13所(出張所・分室を 含む)</p>	<p>令和6年9月11日から同年 10月25日にかけて実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務に関する事項 ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 文書管理に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間報告書を確認したところ、超過勤務時間の誤計算による超過勤務手当の過少払いが認められた。(1署) ・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間報告書を確認したところ、超過勤務時間の記載漏れによる超過勤務手当の過少払いが認められた。(1署) ・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間報告書を確認したところ、超過勤務時間の記載誤りによる超過勤務手当の過少払いが認められた。(1所) ・ 出勤簿と勤務時間報告書を確認したところ、減額すべき時間数の誤計算による賃金の過少払いが認められた。(1所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な超過勤務時間の管理、チェック体制の強化の実施を指導した。 ・ 適正な超過勤務時間の管理、チェック体制の強化の実施を指導した。 ・ 適正な超過勤務時間の管理、チェック体制の強化の実施を指導した。 ・ 勤務時間について、的確な把握を行い、正確な勤務時間報告書の作成を指導した。
<p>鹿児島労働局内11課室</p>	<p>令和6年11月6日から同年 12月18日にかけて実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務に関する事項 ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 文書管理に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間報告書を確認したところ、超過勤務時間の記載誤り及び記載漏れによる超過勤務手当の過少払いが認められた。(1室) ・ 登退庁簿、超過勤務命令簿等及び勤務時間報告書を確認したところ、超過勤務時間の申請漏れによる超過勤務手当の過少払いが認められた。(1課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な超過勤務時間の管理、チェック体制の強化の実施を指導した。 ・ 適正な超過勤務時間の管理、チェック体制の強化の実施を指導した。